

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立行橋高等学校
課程又は教育部門	全日制

学校番号

6

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

したがって、いじめの早期発見だけではなく、「全ての生徒のいじめ被害・いじめ加害の可能性を減らしていく」という未然防止のための体制づくりが必要となる。本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止等の対策のための組織を作り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を実現し、全生徒が安全に安心して学習活動等に取り組める環境作りを目指すものとする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめの未然防止には、教職員と生徒・保護者との信頼関係を基盤として、自他に対する敬愛の姿勢、自他を尊重したコミュニケーション、社会において求められる規範意識が求められる。また、教科指導における義務教育段階の学び直しの実践や、「わかる授業」の展開、生徒同士が共に学び合う環境作りを通じて、生徒が自らの生き方在り方を深く考えることのできる進路指導の実践も必要である。

全ての生徒が安心・安全に学校生活を送るためには、他者の存在を認め、受容する寛容性、社会人として求められる規範意識を兼ね備えて授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが求められる。多様なニーズを持つ生徒にきめ細やかな支援や改善が行われれば、望ましい生き方やあり方を考え、実践できるようになる。教職員が生徒を深く理解し、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、すべての生徒の自己肯定感や充実感を高めることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

そのために教科指導に関する技術を深めるとともに、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教員職員等が正しい理解を深める研修が必要となる。

また、本校では4つの専門学科のうち3つの学科では1クラスしか設置されていないため、3年間クラス替えがない。よって、人間関係が固定化される可能性が高い環境下にあることを踏まえ、入学当初から言語活動の充実に取り組むことにより、表現力の向上等を目指した、望ましい人間関係構築の手法について学び、実践する取組が不可欠となる。

部活動においても、定期的に部活動集会を実施し、部室の管理、より良い人間関係を構築するための活動の在り方について、学校全体で指導を行う。

具体的には、①他者との学習の中で試行錯誤を重ね、わかる授業づくりを通して、自ら学ぶ態度の育成や基礎学力の定着を図る。②規範意識の醸成を図り、校則をはじめとした各種の法規を守ることを通じて、他者への配慮や多様性を認める態度を育成し、支援を必要とする者への理解を深める。③課題を抱えている生徒への共通理解と支援を行う。④職員研修を通して、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かい対応が必要な生徒への理解を深める。⑤いじめに向かわない態度・能力の育成を行い、いじめを許さない環境づくりを目指す。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは、教職員や保護者が気づきにくく判断しにくい形で行われ、潜在化しやすいことを認識する。年間を通じて、9回の「いじめアンケート調査」を全てのクラスで実施し、その結果を集約していじめ防止対策委員会において、いじめの早期発見を図る。いじめの疑いのある事例が確認された場合は、担任及び学年主任が聴き取りや面談を行う等、適切な対応を行い、事態の把握をはかる。保護者に対しても1、2学期の個人懇談会の場で、事前に配布した「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を基に生徒の気になる点を挙げてもらう。また学期に1回、「学校生活全般に関するアンケート調査」を全クラスで行い、結果を集約した上で学校生活の改善を図り、いじめの未然防止に繋げる。

これらの取組を通して、教職員が生徒たちの日常生活での小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。具体的には、①生徒の些細な変化に気づくこと。②気づいた情報を確実に共有すること。③情報に基づき速やかに保護者等とも連携して対応すること。④けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

以上の4点を基本として、いじめを気づかず見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければならない。

（2）いじめの早期発見のための措置

気になる変化や、気になる行為があった場合、聴き取りや面談を行い、学年主任が中心となり、その情報を、いじめ防止対策委員会にて共有する。その後、人権教育担当及び生徒指導主事は学年団等と協力し、状況の把握や解決に向けて、情報を集約し、いじめ防止対策委員会に報告していくこととする。

生徒の些細な変化に気づくためには、担任や授業担当者は、授業時間、朝礼時や清掃時間などに生徒の様子を細かく観察したり、面談を行ったり、学級日誌やいじめアンケート調査等の記述、家庭訪問や保護者へのいじめチェックリスト等を活用する。また養護教諭は保健室に行く機会が増加した生徒の情報をいじめ防止対策委員会等で学年主任を通じて担任に報告する。

また日頃から生徒が様々な悩みやいじめを訴えることができる雰囲気づくりに努めるとともに、これらの方策が適切に機能しているかを人権教育推進委員会等で定期的に点検する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対応（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、心理的又は物理的な影響を受けているにも関わらず、心身の苦痛を感じていない生徒や、心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいるため、生徒の様々な言動や変化を適切に捉え、情報を共有し、迅速かつ的確に対応する。さらに、インターネットを利用したいじめに対してもインターネットの特性（高度の流通性、匿名性等）を認識した上で適切に対応する。

本校においては、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会を中心として職員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。いじめが生じたときの措置として、被害生徒の安全を確保すると同時に教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。しかし、加害生徒に対して教育上の指導を行っているにもかかわらず効果をあげることが困難な

場合や、いじめの行為が暴行や傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、福岡県教育委員会に報告し、所轄警察署である行橋警察署に相談して対処する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談等があった場合やいじめアンケート等にその旨の記載があった場合は、面談等を行い、真摯に傾聴したうえで速やかに関係者からの聴き取り等を行う。

いじめの発見・通報を受けた教職員は必ずいじめ防止対策委員会に直ちに状況等を報告し、情報を共有する。いじめ防止対策委員会は、いじめの発見・通報を受け、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者からの詳細な情報提供を通じて、事実関係を把握する。いじめであると判断されたら、被害生徒のケアや加害生徒の指導を生徒指導課と連携して行う。いじめの疑いのある事案を把握した段階で管理職から県教育委員会に第一報の報告を行う。また、部活動において顧問、部活動指導員、非常勤講師等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等にも指導を開始する前に本対応について口頭説明に加え、文章等で周知徹底する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられ傷ついている生徒の状況を理解すると共に当該生徒の安心感・自尊感情を高めるよう留意する。また生徒の個人情報やプライバシーにも充分配慮し、下記の対応を行う。

- ①担任・学年主任等が家庭訪問等を行い、原則としてその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、生徒の安全を確保することや秘密を守ることを伝え、不安を取り除けるように対応する。
- ②いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめた生徒を別室で指導し、いじめの内容によっては、出席停止制度を活用する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適切な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒からも事実関係の聴取を行い、生徒指導課と連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。またいじめた生徒の保護者に迅速に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で下記の対応を行う。

- ①生徒指導課職員等がいじめた生徒に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、いじめ行為に対しては生徒指導課会議、いじめ防止対策委員会、職員会議で審議をした後に、毅然とした指導を行う。
- ②人権教育担当職員を中心に、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するよう努める。
- ③いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、個別の事象に応じた指導計画を作成し指導するほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、停学等の懲戒を生徒指導課会議、職員会議にて審議したうえで適切に行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周囲の関係者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たに人間関係を構築することをもって判断される。したがって、いじめが起きた集団（クラス、部活動等）において、担任や部活動顧問等により、いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる必要がある。そして、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつこと、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめ行為であることを理解させる。その上で、クラスや部員全体で話

し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を集団全体に周知する。

またいじめはどの集団においても起こりうることを自覚させ、いじめを許さない体制づくりを進めるために全校集会等を用いて学校全体に対して指導することとする。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のトラブルについては、いじめアンケートやネットパトロール等を活用して早期発見に努めるとともに、生徒が悩みを抱え込まないよう、校内組織のみならず、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関とも連携する。

いじめに繋がるような不適切な書き込み等が発見され、かつ深刻な被害や影響を及ぼす可能性があること認められた場合は、被害の拡大を避けるため、関係者に対して直ちに削除する等の措置をとる。この措置をとるときには、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。

また、携帯電話・スマートフォンのメール機能、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいためインターネット・携帯電話の事業者にも協力を求める。

くわえて生徒の倫理観や情報リテラシーを高めるために、各専門学科における情報処理に関する科目を中心に、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらの理解を深めていただくために、規範意識育成学習への参加を呼びかける。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断するにあたっては、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを担当、学年主任、生徒指導主事が面談等により確認する。また加害生徒に対しても生徒指導主事が面談を行う等する。

いじめが解消したと判断する具体的な手順は、上記2つの要件が満たされると同時に、生徒育成部（生徒指導課、人権教育課）による指導記録等を考慮し、学校いじめ防止対策委員会により協議し、校長が判断することとする。

さらに、いじめが解消している状態とは、一つの段階に過ぎないと判断できることから、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発することがあり得ると考え、当該いじめの被害生徒、加害生徒を日常的に注意深く観察し、その経過をいじめ防止対策委員会において報告することとする。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

本校において、重大事態が発生した場合には、直ちに福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告し、その事案について調査を行う主体やどのような調査組織とするかの判断を受ける。

本校が調査の主体となる場合、いじめ防止対策委員会を中心に、当該重大事態の性質に応じて適切な外部専門家を加え、事実関係を明確にする調査を行う。明確にする内容は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、またいじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかの客観的な事実関係である。

また、この調査を実効性のあるものにするためには、不都合なことがあったとしても事実を隠蔽しないことが重要である。さらに重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒及び保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には、事実に基づかない風評等が流れたりすることも想定される。本校では、当該生徒や保護者への心のケアと同時に全校生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援にも努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有する。この責務を果たすため、調査により明確になった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、生徒のプライバシー保護に努め関係者の個人情報に十分配慮し行う。

これらの調査結果について、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。この報告では、調査により明確になった事実関係に加え、同種の事態防止策や当該保護者の調査結果に対する所見を含むこととする。

さらに福岡県教育委員会による調査情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導を受け、適切な時期に調査結果を、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行や進捗状況の確認・検証の中核としての機能をもつ。
- ②いじめの相談・通報の窓口として、生徒の情報収集、情報の共有を行う役割を担う。
- ③いじめの事案が発見された場合、関係する生徒への事実確認を行い、指導・支援の方針決定と保護者との協力等を行う。

- ④全ての教職員に対して、年度初めに本校のいじめ防止基本方針の趣旨や内容を説明する役割を担う。また生徒や保護者・地域に対しても情報を発信する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 重大事態が発生した際には、直ちに福岡県教育委員会に報告する。福岡県教育委員会が調査の主体を判断し、本校を調査主体とした場合には「いじめ防止対策委員会」を母体として対応する。(また重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。)
- ② いじめ行為の事実関係の調査を実施し、可能な限り網羅的に客観的に内容を明確にする。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。(いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。)
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を福岡県教育委員会の指導のもとに行う。

7 学校評価

本校に設置するいじめ防止対策委員会において以下の項目に対して効果的な対策がPDCAサイクルによって講じられているか検証し、その結果を指導の改善に活かす。

(1) いじめの防止等のための取組

いじめアンケート等の実施により、いじめ等が疑われる事案について関係者に事情を聞くなどし、いじめと認識した際には、迅速に関係部署等への報告がなされ、マニュアルにしたがった適切な措置が講じられているかを確認する。

(2) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、組織づくりに係る取組

日頃の教育活動において、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり、組織づくりを目指して学校全体に対して指導を行うとともに、職員間での生徒に関する情報が共有できる仕組みと連絡体制が構築されているかを点検する。

(3) 早期発見・事案対処のマニュアルの更新・改善

いじめが迅速かつ的確に発見あるいは生徒等から報告され、その対処が速やかに実施できるかを生徒の実態などを踏まえて定期的に見直す。

(4) 定期的かつ必要に応じたアンケート

定期のアンケートを取ることを継続するとともに、その内容分析を生徒の実態や社会の変化等に応じて実施する。また必要に応じて追加アンケートを実施し、早期発見と迅速な対応ができていないかを確認する。アンケートの実効性やアンケート方法についても生徒・保護者の意見を取り入れ有効なものとなるよう見直す。

(5) 個人面談・保護者面談の実施

アンケートだけでは認識することのできない事象に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて効果的な個人面談が実施されているか確認し、定期的に行われる保護者面談や、年度当初の家庭訪問の実施状況などの情報を集約し、共有して組織づくりを進める。

(6) 校内研修の実施等

いじめに対して組織的に迅速な対応ができるよう、生徒の実態や社会の変化に応じた研修等を実施し、職員のいじめに対する意識を常に改革していく仕組みを構築する。